

《はじめに》

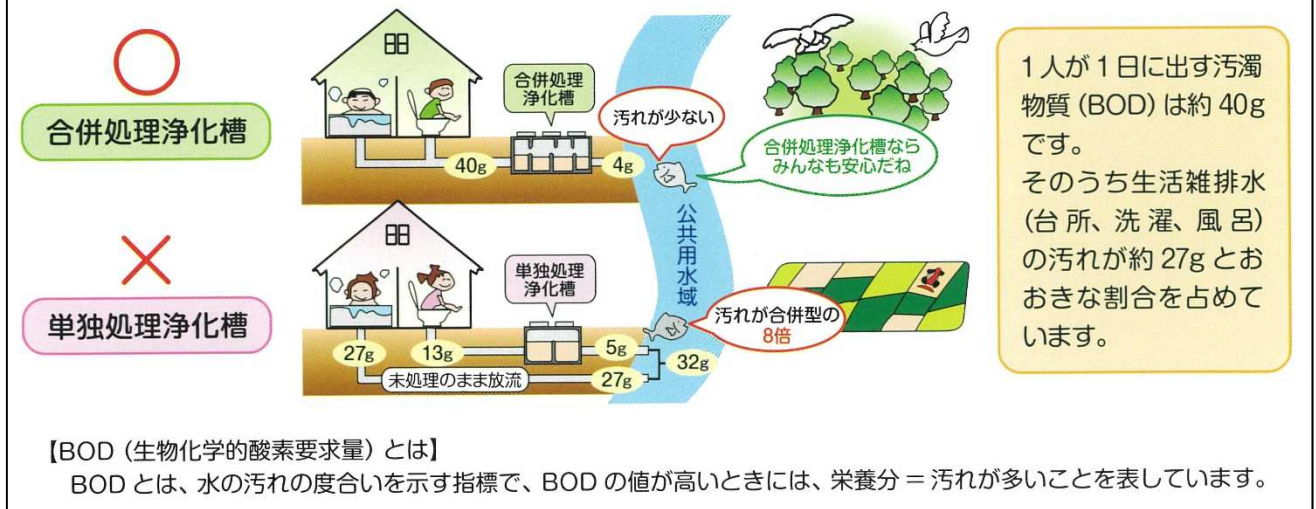
(1) 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い

単独処理浄化槽は、トイレの汚水のみを処理し、台所や風呂などの生活雑排水はそのまま河川等に排出されます。十分な汚水処理ができないために、河川の汚れの原因になっています。

一方、合併処理浄化槽は、トイレの汚水と台所や風呂などの生活雑排水をまとめて処理します。きれいな水を排出するため、良好な水環境を保つことができます。

現在、市では単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽への「転換」を推進しています。

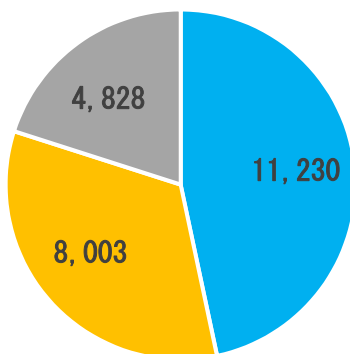
【合併処理浄化槽と単独処理浄化槽イメージ図】



(2) 本市の現状

令和6年度末時点の、浄化槽区域における合併処理浄化槽の普及状況は46.7%で、5割以上は生活雑排水が未処理の状況となっているため、「転換」の促進が課題となっています。

〈浄化槽区域の人口 24,061(人)〉



【浄化槽区域における処理状況の内訳】

- 合併処理浄化槽 46.7%
- 単独処理浄化槽 33.3%
- 汲み取り槽 20.0%

(浄化槽区域における各排水処理人口 / 浄化槽区域内人口) × 100(%)

■ 合併処理浄化槽 ■ 単独処理浄化槽 ■ 汲み取り

《公設合併処理浄化槽事業の見直し（案）》

（１）見直し方針

単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽へ切り替える「転換」が少ないことから、「転換促進」に重点を置いた事業内容とします。

（２）見直し内容（案）

- ① 公設合併処理浄化槽事業は、単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽へ切り替える「転換」のみを対象とします。

なお、現在、公設合併処理浄化槽事業の対象である「新設」については、浄化槽設置整備事業（補助金）で対応します。

事業名	現行	見直し(案)
公設合併処理 浄化槽事業	○新設(新築、合併処理浄化槽の更新) ●単独処理浄化槽からの転換 ●汲み取り槽からの転換	●単独処理浄化槽からの転換 ●汲み取り槽からの転換
浄化槽設置 整備事業 (補助金)	無し	○新設(新築、合併処理浄化槽の更新)

- ② 公設合併処理浄化槽事業を活用して「転換」を行う方に対し、既設の単独処理浄化槽及び汲み取り槽を撤去する費用及び宅内の配管工事に係る費用の一部を補助する事業を、新たに設けます。※国及び県の補助金を活用します。

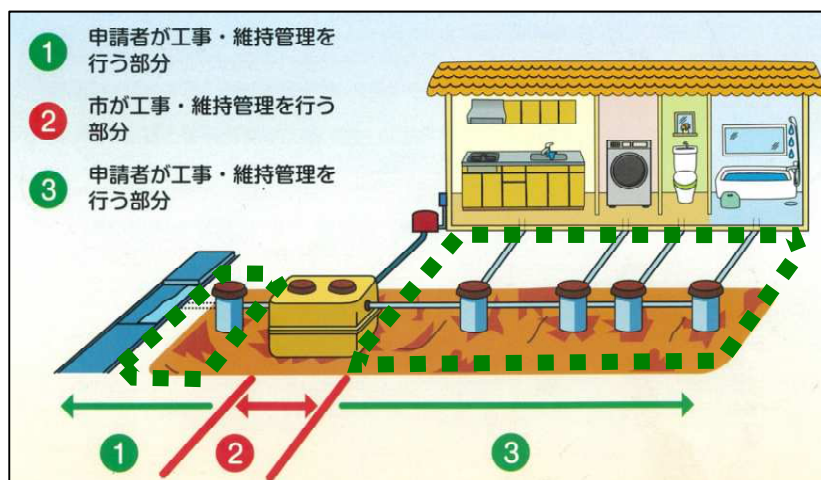
◆補助金の新設【公設合併処理浄化槽事業を活用する場合のみ】

１）既設の単独処理浄化槽・汲み取り槽の撤去費補助

- 単独処理浄化槽撤去費 120,000円を上限
- 汲み取り槽撤去費 90,000円を上限

２）宅内配管工事費補助 ※下図の①、③の点線部分

- 宅内配管工事費 300,000円を上限



※次のページへ続く

《公設合併処理浄化槽事業の見直し（案）》

（３）対象用途等の見直し（案）

- ① 公設合併処理浄化槽事業の対象用途は、専用住宅及び併用住宅（延床面積の1/2以上が居住部分）で、所有者が居住するための家屋とします。※専用住宅等でも建売、貸家は対象外

現行	見直し（案）
・住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍（延床面積の1/2以上を居住の用に供する施設で別荘を除く） ・旅館業法第３条に基づき営業許可を受けている（受ける見込みがある）民宿等	・専用住宅、併用住宅（延床面積の1/2以上を居住の用に供する施設）であって、自己の居住の用に供するもの（別荘を除く）

- ② 公設合併処理浄化槽条例第21条に規定する寄附制度を廃止します。

現行	見直し（案）
・浄化槽域内の住宅等に既に設置された10人槽以下の浄化槽を所有する者が、当該浄化槽を市へ寄附することを希望する者は、市長に対し寄附の申請することができる	廃止

（４）浄化槽設置整備事業（補助金）について

公設合併処理浄化槽事業の見直しに伴い、浄化槽設置整備事業の対象が変更になります。

現行	見直し（案）
1) 公共下水道全体計画区域内で事業計画がなされていない区域 2) 公設合併処理浄化槽事業で不承認となった場合	1) 公共下水道全体計画区域内で事業計画がなされていない区域 2) 公設合併処理浄化槽事業で不承認となった場合 3) 浄化槽処理促進区域内で公設合併処理浄化槽事業の対象とならない場合 【追加】

[補助金]

合併処理浄化槽を個人で設置する場合の補助金額

5人槽：332,000円、7人槽：414,000円、10人槽：548,000円

以 上